

## 「SORACOM Summer Challenge 2020」参加規約

この参加規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社ソラコム（以下、「主催者」といいます）が開催する「SORACOM Summer Challenge 2020」（以下「本イベント」といいます）へ応募・参加するに際して、遵守していただく事項を定めています。本イベントに応募することにより、本規約に同意したものとみなされます。

### <イベント概要>

イベント名：SORACOM Summer Challenge 2020

開催期間：2020年8月3日（月）～2020年8月14日（金）

開催場所：オンライン

主催者：株式会社ソラコム

参加費：無料

参加人数：20名程度

成果物提出：開催期間終了後数日以内（詳細は後日発表）

成果発表会：2020年8月25日（仮日程）

参加賞：アマゾンギフト券1万円（成果物をご提出いただいた方に限る）  
最優秀作品、その他優秀作品には別途賞品をご用意する予定です

### 1. イベントの目的

本イベントは原則として主催者が指定するデバイスとSORACOMプラットフォームの両方を利用してIoTシステムを構築するハッカソンスタイルのイベントです。本イベントでは本規約に同意いただき、所定の手続きにより参加登録をしていただいた方（以下「参加者」といいます）に、本イベントのテーマに沿ったIoTシステム（以下「成果物」といいます）を制作・提出して頂きます。提出していただいた成果物を主催者が審査し、優秀者数名をファイナリストに選出します。ファイナリストに選出された方には成果発表会にご参加いただきます。

### 2. 応募条件・方法

本イベントへの参加のご応募は、次の条件のすべてを満たす方です。（本イベントに応募される方を、以下「応募者」といいます。）参加は原則としてチームではなく個人の資格で参加するものとします。お申し込みは主催者指定のウェブフォームにて行って下さい。

① 2020年度以降に卒業予定かつ満18歳以上の高専生、大学生および大学院生（それ以外の場合は応相談）

② 日本語でのコミュニケーションが問題なく円滑に行えること（今回はチャットでのコミュニケーションが多くなると思うので、テキストベースでのコミュニケーションに対して一定のスキルをお持ちであることが望ましいです）

- ③ インターネットにアクセスできること
- ④ 有効な電子メールアドレスを保有していること
- ⑤ ブログなどの自らが発信できるコンテンツを持っていること(今回の成果は各位のブログにて発表してもらうことを必須としています)
- ⑥ ファイナリストに選出された場合は開催期間後に実施するオンライン成果発表会に出席が可能なこと
- ⑦ IoT システムを自ら企画・設計・デザイン・構築する知識や技能がある方で、自ら課題を見つけ、能動的に行動できる方
- ⑧ 参加登録および応募にあたって必要となる記載事項を提出すること(なりすまし、その他虚偽の申告は無効となりますのでご注意ください)
- ⑨ 本イベントへの参加が、応募者と第三者との雇用関係等の契約に違反するものでないこと
- ⑩ 本規約及び主催者の定めるプライバシーポリシー(<https://soracom.jp/share/privacy/>)に同意していること

### 3. 主催者による参加者の決定

主催者が書類審査による参加者の選考を行います。応募の際に本イベントで実際に作りたい IoT システムのアイデアについてお尋ねします。2020年7月15日までに応募者に参加可否の通知をEメールにて行います。(同日に一斉にご連絡するとは限りません)

### 4. 主催者による参加者の取消

主催者は、参加者の決定後であっても、参加者が次のいずれかに該当する場合には、本イベントへの参加をお断りできるものとします。

- ① 応募にあたり、主催者に虚偽の申告をし、または必要な申告をしなかった場合。
- ② 主催者、他の参加者等の迷惑になる、もしくは本イベントの円滑な運営を妨げるような言動をし、またはその恐れがある場合。
- ③ 主催者、他の参加者または本イベントの名誉、または信用を損なう言動をし、またはその恐れがある場合。
- ④ 主催者より案内した期限内に所定の手続きをとらなかった場合。
- ⑤ 主催者が指定する参加方法をお守りいただけなかった場合。
- ⑥ 本規約第12項の暴力団員等に該当する場合。
- ⑦ その他本規約に違反した場合。

### 5. 利用できる環境及びデバイス

本イベント期間中、参加者はSORACOMの全プラットフォームサービスを無料で利用いただけます(ただし、主催者の判断により、状況に応じて利用の一部を制限させていただく場合があります)

推奨デバイスとして、GPS マルチユニットおよびLTE-M Button Plusの二点を提供いたします。その他のソラコム認定デバイス(Wio LTEなど)を使用した

い方はご相談ください。これらのデバイスは成果物をご提出いただけなかった場合はご返却いただきます。

## 6. 本イベントにて作成する成果物の帰属及び利用

(1)参加者は、本イベントにおいて、主催者の定める期間内に主催者が指定するデバイスとSORACOMプラットフォームの両方を利用してIoTシステムを構築し、そのシステムが動いている様子が記録された動画などがウェブ上で閲覧できるものを、主催者に提出するものとします。

(2)参加者は、API、オープンソース・ライブラリー、事前に作成したハードウェア、スプライト、ワイヤーフレーム、デザイン素材を使用することが可能ですが、バックエンドコードは全て新しいものでないといけません。本イベント開始前に、成果物のコンセプト、デジタルモックアップ、データベース・エンティティ・ダイアグラムを練ることは問題ありません。ただし、全てのプロダクション・アセットは本イベント開始以降に作成しなければなりません。

(3)主催者の素材を除く、参加者が作成した文章、スケッチ、図、3Dデータ、CGデータ、写真、音声、動画、ソフトウェア、プロトタイプングしたハードウェアその他一切の成果物（以下「成果物」といいます）に関する所有権及び知的財産権は作成した参加者に帰属しますが、主催者または主催者の委託先が本イベントの実施、運営、管理、広報活動を行うにあたり、成果物をこれらの目的の範囲内で自由に利用することを予め承諾するものとし、参加者は主催者に対して成果物の知的財産権に基づく権利侵害の主張をしないものとし、また、成果物に主催者の素材が含まれる場合には、成果発表の目的もしくは別途主催者が明示的に許諾した場合を除き、参加者は成果物をインターネット上に公開（アップロード）してはなりません。

(4)参加者は、成果物について生じた知的財産権について、主催者が利用を希望した場合、主催者がその運営サービスにおいて成果物を利用する権利の付与、またはサブライセンスすることについて誠実に協議するものとし、また、本イベントの成果物について製品化が可能と判断される場合、主催者及び参加者は製品化に向け協力するものとし、必要に応じ、主催者による成果物に関する知的財産権の利用及び取得について協議するものとし、参加者が製品化を検討する場合には、事前に主催者に連絡するものとし、

(5)成果物は、他者を誹謗中傷するもの、特定の団体・宗教・思想を過度に宣伝・賛美するもの、わいせつなもの、違法行為や反社会的な行為を助長するもの、法令に違反するもの、他者の知的財産権等の権利を侵害するもの、コンピュータ・ウィルスや不正プログラムを動作させるものや、それらを他者に利用させるものであってはなりません。

(6)成果物に関して、第三者からの権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等（本項において、以下「クレーム」といいます）があった場合には、成果物を作成した参加者の費用と責任においてこれを解決し、主催者は一切の負

担をしないものとします。また、参加者は、主催者がクレームの処理、対応に要した費用(弁護士費用を含む)を主催者に賠償しなければなりません。

#### 7. アイデアと参加者の秘密情報について

(1) 本イベントにおいて参加者が提供したアイデア（コンセプトおよびノウハウ等を含みます）は、そのアイデアを提供した参加者からの申出および参加者による権利化がなされないかぎり、人類の共有財産（パブリックドメイン）として、他の参加者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができます。

(2) 参加者は、前項に定める本イベントにおけるアイデアおよび成果物の取扱いを十分に理解したうえで、非公開としたい情報、著作物、発明、アイデア、ノウハウ、コンセプト等については、本イベントにおいて利用せず、開示しないものとします。

#### 8. 免責

主催者は、法律に別段の定めがある場合を除き、名目の如何を問わず、参加者が本イベントに参加した結果、参加者に生じた損害や不利益等について、何らの責任を負わないものとします。ただし、主催者等にその損害の発生について故意または重過失が存在する場合はこの限りではありません。

#### 9. 個人情報の取扱い

主催者は、応募者が本イベントに応募・参加する際に主催者に開示した個人情報については、主催者のプライバシーポリシーに基づいて管理します。

<https://soracom.jp/share/privacy/>

#### 10. 広報活動

(1) 本イベントは主催者の各媒体やその他メディアにおいてイベントレポートの掲載を予定しています。

(2) 主催者は、本イベントで開発された成果物や発表内容を各媒体で公開する他、主催者及び主催者の指定する第三者により各種媒体（テレビ、ラジオ、インターネット、新聞、雑誌、DVD等）において公開・利用することがあります。収録、公開される情報には、参加者の氏名や所属等のプロフィールが含まれる可能性があります。

(3) 参加者は、氏名や所属等のプロフィールが記録・公開・利用されることに同意した上で本イベントに参加するものとし、主催者の自由な判断による記録、公開及び利用に関し、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、成果物に関する著作権人格権等を行使せず、また一切の対価を請求しないものとします。

#### 11. 本イベントの中止等

主催者は、本イベントの運営上やむを得ない場合には、参加者に事前の通知なく、本イベントの運営を中止、中断または内容を変更できるものとします。

この場合、参加者の本イベントのための準備費用等その他一切の費用等について、主催者は責任を負いません。

## 12. 反社会的勢力の排除

(1)参加者は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等の構成員、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ・自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ・暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ・その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)参加者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて主催者または他の相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ・その他前各号に準ずる行為

(3)参加者が上記表明に反することが判明したときは、主催者は何らの催告をせず、参加者の参加を取り消します。参加者はこれになんら異議を申し立てることができないものとします。

## 13. 本規約の変更

主催者において必要と判断した場合には、本規約は事前の予告なく変更する場合があります。

## 14. 合意管轄

本イベントに関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

## 15. 疑義

本規約に定めのない事項ならびに本規約および本イベントに関して疑義がある場合には、主催者の決定をもって最終判断とします。

以上